地方公共団体情報システム機構代表者会議会議録

１　開会の日時及び場所

（１）開会の日時

平成 29 年 10 月 26 日（木）16 時 00 分～17 時 00 分

（２）場所

地方公共団体情報システム機構 会議室

２　出席委員の氏名

（１）出席委員

委　員　　飯泉　嘉門

〃　　新川　達郎

（２）欠席委員のうち、地方公共団体情報システム機構定款第 10 条第３項に規定する代理人による表決の委任をした委員の氏名、当該委任を受けた者の氏名

委　員　　清水　庄平　　受任者　　清水　聖士

〃　　荒木　泰臣　　〃　　伊藤　定勉

（３）欠席委員のうち、地方公共団体情報システム機構定款第 10 条第３項の規定に基づき書面をもって表決した委員の氏名

委　員　　須藤　　修

〃　　藤原　靜雄

３　議事の要領

別紙のとおり

４　議決した事項及び賛否の数

（１）平成 29 年度 10 月補正予算（案）

賛 否 の 数：全員賛成

以　上

地方公共団体情報システム機構

代表者会議議長　飯泉　嘉門

（別紙）議事の要領

１　開会

理事長（挨拶）

２　議決事項

議長　　議案第１号について事務局からご説明願いたい。
　　併せて、経営審議委員会における意見についても、ご報告願いたい。

事務局　（議案第１号及び経営審議委員会の意見報告）

議長　　事務局の説明について、質問又は意見はないか。

委員　　補正予算については、この案で結構である。その上で、積立金について、今後の目標金額や見通しについてご説明願いたい。

事務局　今回、２つの積立金について説明させていただいた。まず、地方公共団体負担金平準化等積立金であるが、今年度、本人確認情報提供手数料に 12 億４千万円の臨時的な収入があり、これを積み立てることで昨年度のものと合わせて総額約 22 億円となる。本人確認情報提供手数料には、今回積み立てたものとは別に約 25 億円の経常的な収入があり、これについては毎年度の経費に充てている。今回のような臨時的な収入があるのは、昨年度及び今年度限りと認識している。また、この約 22 億円については、現在の住基ネットが平成 14 年度から稼働し、これまで改修に改修を重ねてきたこともあり、将来の抜本的なシステム再構築の際には、相当額の経費が見込まれることから、その財源に充てることとしている。

　次に、符号生成運用経費積立金については、マイナンバー制度における情報連携が始まるため、符号生成のための住民票コード提供手数料として、今年度、約 22 億円の臨時収入があるもの。今後、暗号が危殆化する概ね 10 年に１回はこのような臨時収入があると見込んでいる。この積立金については、向こう 10 年間の符号生成に関する住民票コードの提供等に要する経費の一部に充てることとしており、特に平成 30 年度、31 年度については過年度分も含めて充てることとしている。

議長　　議案第１号については、原案のとおりでよろしいか。

（異議なし）

議長　　議案第１号については、原案のとおり決定する。

３　報告

議長　　報告事項について事務局からご報告願いたい。

事務局　（報告事項について報告）

議長　　事務局からの報告について質問又は意見はないか。

委員　　マイナンバー制度における情報連携が本年秋頃から本格運用となり、住民にとっては添付書類が省略されることで大変便利になると思われる。一方で、住民からは個人情報漏えいに対する懸念をよく聞くので、個人情報漏えい等の情報セキュリティ対策についてご説明願いたい。

事務局　ご指摘のとおり、住民の皆様の不安に対して、しっかりと対応しなければならない。当機構としては、職員への教育や情報システムのアクセス管理等、基本的なことをしっかりやっていくことが重要と考えている。

また、今回、本年５月に機構法やマイナンバー法が改正され、機構処理事務特定個人情報等保護委員会が新たに機構の中に設置されたところであり、既にこれまで２回開催している。その中でも、当機構の対策について説明し、個人情報の漏えい等にならないような対策をしっかりと理事長以下とってまいりたい。

一方、マイナンバー制度においては、住民情報を一元管理するのではなく、それぞれの機関で分散管理することとし、情報連携のキーについても、マイナンバーを使うのではなく、住民票コードから生成される機関別符号を使うなど、マイナンバーで全ての情報が繋がるといった住民の危惧を払拭するための制度設計がなされている。

併せて、情報連携においては、全国の自治体及び国の機関等が繋がることから、自治体の情報セキュリティ対策も重要である。当機構には、自治体の情報セキュリティ対策を支援する部門もあり、全国の自治体とも協力しながら、住民の皆様の不安を払拭できるように取り組んでまいりたい。

委員　　サイバー攻撃に対する対策についてもご説明願いたい。

事務局　まず、マイナンバー制度における情報連携においては、総合行政ネットワークが使用されるが、これについてはインターネットと分離されている。

　また、機構においても、日本年金機構の情報流出事案を受けて不正アクセスへの対策を強化している。さらに、昨年 10 月には、サイバーセキュリティ基本法の指定法人に指定されており、内閣サイバーセキュリティセンターからもご助言をいただきながらセキュリティ強化に取り組んでいる。

委員　　機構として当面のリスク管理、想定されるリスク、それに対する対応方針についてご説明願いたい。

事務局　セキュリティについては先ほどお答えしたのに加えて、本年４月から CSIRT を設置し、万が一のときにもしっかり対応できるよう体制を整えている。

　事業継続の観点からは、自治体の皆様にご不便をおかけしないよう事業が継続できることが重要と考えており、仮に何らかのトラブルが生じても、できるだけ早く復旧できるよう訓練を実施している。また、昨年来、システム統括室を設置して、情報システムの総点検を行っている。

委員　　小さな町村においては、マイナンバー又はシステムの専門家がいない。制度が変更となる場合には、制度変更に町村職員がすぐに対応できるようなサポートをお願いしたい。

　また、マイナンバーカードについても、利便性を住民に知らせていかないと普及が進まないので、これについてもご協力願いたい。

議長　　町村は、市に比べて職員の数が少なく、職員一人一人が様々な業務を担っている。その職員の皆様に対して、制度変更について分かりやすくタイムリーに伝える、また何かあった場合には、機構がしっかりと受けることが重要である。そういった体制を整えることで、町村の職員が大丈夫なシステムであることを住民に対して説明すれば、住民もマイナンバーカードの申請に積極的になり、制度全体の適正な運用に繋がる。

　機構には、現場第一主義で、市町村職員の立場を理解し、今後もバックアップをお願いしたい。

４　閉会

議長　　本日、予定していた議事は全て終了した。

以上で、第 22 回代表者会議を閉会する。

以上